

令和6年 2月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

令和6年2月16日 開会

令和6年2月16日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

令和6年
2月定例会 埼玉県央広域事務組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月16日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○仮議席の指定	5
○議員の自己紹介	5
○管理者のあいさつ	6
○議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議事日程の報告	9
○議会運営委員会委員の選任	9
○議会運営委員会副委員長の互選	9
○諸般の報告	10
○行政報告	10
○議案第1号～議案第9号の上程、説明	12
○一般質問	22
14番 諏訪幸男議員	22
15番 中村洋子議員	25
8番 諏訪三津枝議員	28
○議案第1号の質疑、討論、採決	31
○議案第2号の質疑、討論、採決	32
○議案第3号の質疑、討論、採決	32
○議案第4号の質疑、討論、採決	33
○議案第5号の質疑、討論、採決	34

○議案第 6 号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	3 9
○日程の追加	4 0
○議会運営委員会委員長報告	4 0
○管理者のあいさつ	4 1
○閉 会	4 1



署名議員	4 3
参考資料	
議決結果一覧表	4 5

埼玉県央広域事務組合告示第1号

令和6年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月9日

埼玉県央広域事務組合管理者 並 木 正 年

- 1 期 日 令和6年2月16日（午前9時）
- 2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 14名

2番	矢 島 洋 文 議 員	3番	市ノ川 德 宏 議 員
4番	須 山 陽一朗 議 員	5番	渡 邊 広 美 議 員
6番	斉 藤 章 議 員	7番	金 森 すみ子 議 員
8番	諏 訪 三津枝 議 員	9番	坂 本 国 広 議 員
10番	橋 本 稔 議 員	11番	秋 谷 修 議 員
12番	糸 井 政 樹 議 員	13番	浦 田 充 議 員
14番	諏 訪 幸 男 議 員	15番	中 村 洋 子 議 員

○ 不 応 招 議 員 1名

1番 小 泉 晋 史 議 員

令和6年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会 第1日

令和6年2月16日（金曜日）

議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 議席の指定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 議会運営委員会委員の選任
- 6 諸般の報告
- 7 行政報告
- 8 議案第1号から議案第9号の上程、提案趣旨説明
- 9 一般質問
- 10 議案第1号の質疑、討論、採決
- 11 議案第2号の質疑、討論、採決
- 12 議案第3号の質疑、討論、採決
- 13 議案第4号の質疑、討論、採決
- 14 議案第5号の質疑、討論、採決
- 15 議案第6号の質疑、討論、採決
- 16 議案第7号の質疑、討論、採決
- 17 議案第8号の質疑、討論、採決
- 18 議案第9号の質疑、討論、採決
- 19 議会運営委員会委員長報告
- 20 管理者のあいさつ
- 21 閉 会

○出席議員 14名

2番	矢島洋文	議員	3番	市ノ川徳宏	議員
4番	須山陽一朗	議員	5番	渡邊広美	議員
6番	斉藤章	議員	7番	金森すみ子	議員
8番	諏訪三津枝	議員	9番	坂本国広	議員
10番	橋本稔	議員	11番	秋谷修	議員
12番	糸井政樹	議員	13番	浦田充	議員
14番	諏訪幸男	議員	15番	中村洋子	議員

○欠席議員 1名

1番 小泉晋史 議員

○説明のため出席した者

管理者	並木正年
副管理者	小野克典
副管理者	三宮幸雄
会計管理者	関口泰清
参事兼事務局長	小川哲夫
消防長	黒沼浩二
本部次長	黒沢高志
次長兼 消防総務課長	千村茂
副参事兼 警防課長	原田正美
鴻巣消防署長	中根一雄
桶川消防署長	卯月光弘
北本消防署長	福島統
予防課長	坂巻泰弘
救急課長	岩崎徳生
指令課長	鈴木浩一
総務課長	島田英樹

○本会議に出席した事務局職員

書記	福島大輔	書記	小杉友紀
書記	土屋雅英	書記	小松佑樹

(開会 午前 9時01分)

◎ 開会の宣告

橋本 稔副議長 ただいまから令和6年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
小泉晋史議員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開議の宣告

橋本 稔副議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 仮議席の指定

橋本 稔副議長 議事の進行上、仮議席を指定いたします。
ただいまご着席になっている席を仮議席とすることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔副議長 ご異議ないものと認め、ただいまご着席になっている席を仮議席と決定いたします。

◎ 議員の自己紹介

橋本 稔副議長 これより議員の自己紹介をお願いいたします。桶川市議会から選出されました議員さんの初めての議会でもあり、初対面の方もあろうかと思っておりますので、議席番号2番、矢島議員から順次、氏名、選出の組合市程度の自己紹介をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

2番 矢島洋文議員 おはようございます。矢島洋文でございます。鴻巣市選出でございます。よろしくお願いいたします。

3番 市ノ川徳宏議員 おはようございます。同じく鴻巣市選出の市ノ川徳宏と申します。よろしくお願いいたします。

4番 須山陽一郎議員 おはようございます。須山陽一郎と申します。桶川市選出です。よろしくお願いいたします。

5番 渡邊広美議員 おはようございます。桶川市選出の渡邊広美と申します。よろしくお願いいたします。

- 6番 齊藤 章議員 おはようございます。北本市選出の齊藤章です。よろしくお願いいたします。
- 7番 金森すみ子議員 おはようございます。北本市選出の金森すみ子です。よろしくお願いいたします。
- 8番 諏訪三津枝議員 おはようございます。鴻巣市選出の諏訪三津枝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 9番 坂本国広議員 おはようございます。鴻巣市選出の坂本国広です。よろしくお願いいたします。
- 11番 秋谷 修議員 おはようございます。鴻巣市選出の秋谷です。よろしくお願いいたします。
- 12番 糸井政樹議員 おはようございます。桶川から参りました糸井政樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 13番 浦田 充議員 おはようございます。桶川市選出の浦田充です。よろしくお願いいたします。
- 14番 諏訪幸男議員 北本市選出の諏訪幸男と申します。
- 15番 中村洋子議員 おはようございます。15番、中村洋子です。北本選出です。よろしくお願いいたします。

橋本 稔副議長 おはようございます。鴻巣市選出の橋本です。よろしくお願いいたします。

以上で組合議会議員の自己紹介を終わりにさせていただきます。

◎ 管理者のあいさつ

橋本 稔副議長 次に、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

並木正年管理者 本日ここに令和6年2月埼玉県広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私ともに極めて多用の中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、桶川市議会選出の議員の皆様におかれましては、昨年11月に行われました桶川市議会議員選挙におきまして、地域住民の皆さんの多大なるご支援をもって当選されましたことを心からお喜び申し上げます。

本日は、初めての議会となるわけでございますが、今後とも当組合の運営に対しまして、温かいご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この選挙に当たり、退任されました桶川市議会選出の議員の皆様におかれましては、当組合の発展のためにご尽力を賜りましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

結びに、本日の定例会におかれましては、何とぞ慎重なご審議を賜りまして、ご決定をくださいますようお願いを申し上げます。定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本

日はよろしく願いいたします。

◎ 議 長 の 選 挙

橋本 稔副議長 日程第1、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、これより議長の選挙を指名推選により行います。

指名の方法については、私より指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私より指名することに決定いたしました。

埼玉県中央広域事務組合議会議長に糸井政樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名したとおり当選人を定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

橋本 稔副議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました糸井政樹議員が議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎ 議長就任のあいさつ

橋本 稔副議長 ただいま議長に当選されました糸井政樹議員より議長就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

〔12番 糸井政樹議員登壇〕

12番 糸井政樹議員 皆様、改めましておはようございます。

このたび、議員各位のご推挙をいただき、議長という大役を仰せつかりました糸井政樹と申します。本組合議会議員の要職に就くことになりましたが、衷心より感謝申し上げ、さらに責任の重さを改めて痛感しているところでございます。ここに、皆様方のご推挙を受けた上は、本組合発展のため、公平公正かつ透明で円滑なる議会運営ができるよう誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。何とぞ議員の皆様方並びに並木管理者をはじめとする副管理者、事務局の皆様方のご協力を賜りま

すようお願い申し上げます、大変簡単ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

橋本 稔副議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時18分)



(開議 午前 9時18分)

[副議長、議長と交代]

糸井政樹議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議席の指定

糸井政樹議長 日程第2、議席の指定を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまご着席になっている席を議席と決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

糸井政樹議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご着席になっている席を議席と決定をいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

糸井政樹議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私より指名申し上げます。

4番、須山陽一朗議員、9番、坂本国広議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

糸井政樹議長 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、2月16日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

糸井政樹議長 ご異議ないものと認めます。

よって、会期は2月16日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

糸井政樹議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 議会運営委員会委員の選任

糸井政樹議長 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第3条第2項の規定により、組合市から各2名を選出するものと規定されております。ただいま桶川市2名の議会運営委員会委員が欠員となっておりますが、新たに桶川市より選出されておりますので、私よりご指名を申し上げることといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 ご異議ないものと認めます。

よって、私よりご指名申し上げます。

埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員に須山陽一朗議員、浦田充議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私より指名いたしましたとおり、埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、埼玉県央広域事務組合議会運営委員会委員を選任することに決定をいたしました。

この際、議会運営委員会の招集をお願いいたします。会議については、災害対策室にてお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時21分)



(開議 午前 9時30分)

糸井政樹議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 議会運営委員会副委員長の互選

糸井政樹議長 休憩中、議会運営委員会において決定されました議会運営委員会副委員長につきましては、書記から発表させます。

福島書記。

福島大輔書記 ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長、浦田充議員。

以上でございます。

糸井政樹議長 ただいまの報告のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

糸井政樹議長 日程第6、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和5年8月分、9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書並びに定例監査報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告をいたさせます。

福島書記。

[書記朗読]

糸井政樹議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行 政 報 告

糸井政樹議長 日程第7、行政報告を行います。

小川参事兼事務局長から行政報告を求めます。

小川参事兼事務局長。

[小川哲夫参事兼事務局長登壇]

小川哲夫参事兼事務局長 おはようございます。それでは、令和5年11月定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、令和6年能登半島地震による埼玉県内消防機関の対応につきましては、当消防本部では、地震発災当日から、緊急消防援助隊としての出動に備えておりましたが、埼玉県内消防本部からの出動はございませんでした。なお、埼玉県防災航空隊は出動しております。

次に、令和5年8月4日、上尾市大字壺丁目地内で発生いたしました北本消防署高規格救急自動車の交通事故につきまして、その後の状況をご報告申し上げます。

相手方車両につきましては、令和5年11月22日に修理が完了いたしました。高規格救急自動車につきましては、本年3月末に修理完了の予定でございます。なお、高規格救急自動車の査定評価額が組合加入の保険会社より相手方加入の保険会社のほうが低額なため、保険会社間で協議しており、示談締結は遅れる見込みとなっております。

次に、鴻巣消防署鴻巣天神分署整備事業についてでございます。庁舎建設工事につきましては、2月15日現在、事務所棟の基礎工事、1階構造床（スラブ）まで完了し、計画どおり本年6月末に事務所棟が完成する予定で進捗しております。

次に、桶川消防署桶川西分署整備事業につきましては、移転予定地の地権者から契約の事前確認の同意をいただきました。今後、関係機関への各種申請が終了後、準備が整い次第、用地売買契約を締結する予定でございます。

次に、消防自動車等整備事業につきましては、今年度更新を進めております北本消防署の指揮車が3月上旬に納車予定とのことから、走行訓練や車両取扱い訓練を行い、3月中旬から運用を開始する予定でございます。

次に、令和5年度消防職員採用試験についてでございますが、第1次試験は昨年9月17日日曜日に上級・中級・初級試験を、それぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、31名の受験者の中から24名を合格といたしました。

その後、第2次試験といたしまして、11月7日火曜日に個人面接、集団討議、共同作業、体力検査及び身体検査を行い、11名を採用候補者名簿に登載いたしました。

なお、採用予定者の内訳は、上級4名、中級3名、初級4名となっており、採用は本年4月1日の予定でございます。

次に、令和5年中の火災、救急、救助業務の概況につきましてご報告申し上げます。火災の発生件数につきましては64件で、昨年と比較して2件の増加となりました。救急出動件数につきましては1万4,881件で、昨年と比較して905件の増加となり、過去最多となりました。救助件数につきましては218件で、昨年と比較して85件の減少となりました。

なお、火災、救急、救助業務の概況につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと存じます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。令和5年4月1日から本年1月31日までの10か月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,640件で、前年度の同期と比較して23件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は約10.4件ございました。

また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて482件で、前年度の同期と比較して12件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件ございました。

小動物の火葬件数につきましては1,244件で、前年度の同期と比較して79件の減少となり、1日当たりの利用件数は約4.9件ございました。こちらにつきましてもお手元に資料を配布させていただ

きましたので、御覧いただきたいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 議案第1号～議案第9号の上程、説明

糸井政樹議長 日程第8、議案第1号から議案第9号までの9件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

並木管理者。

[並木正年管理者登壇]

並木正年管理者 それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の令和6年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

当組合が埼玉県央広域事務組合として発足してから、間もなく29年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして消防業務及び斎場業務とも、順調に運営されているところでございます。

さて、我が国の経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響にも十分留意する必要があるとされております。

このような中、令和5年度は、地方税収入や国税5税の法定率分が増加する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めるものの、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、財源不足は2兆円、地方財政の借入金残高は、令和5年度末で183億円（P. 15「183兆円」に発言訂正）になると予想されていることから、各地方自治体には、物価上昇の影響に対応しながらの難しい財政運営が求められております。

当組合におきましても、組合市からの負担金を主な財源として運営していることから、規律ある行財政運営に向けて一層の適正化、効率化が求められているところであります。

当組合では、地方交付税に係る消防費の基準財政標準額（P. 15「需要額」に発言訂正）を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんの期待に最大限に応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。また、斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう、管理・運営に万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに、消防事業でございますが、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行しましたが、その後も多数の陽性者が発生しております。一方、自然災害では、昨年9月に台風13号の影響により線状降水帯が発生し、記録的な大雨、さらに本年1月には、能登半島を震源とする震度7の地震が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

こうした中、消防機関は、感染症や自然災害に対し、消防力を最大限に発揮するとともに、組合市と連携し、地域事情に精通する消防団と一体となって、あらゆる災害に立ち向かわなければならないと考えております。

これを踏まえ、第6次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の感染防止対策や教育訓練に努め、活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、防火安全対策といたしまして、住宅火災での人的・物的損害の低減を図るため、火災の早期発見・早期対応として住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理などを継続的に推進し、組合ホームページなどによる防火広報を積極的に活用するとともに、関係機関と協力して、防火意識の普及啓発に取り組んでまいります。

また、各事業所に対しては立入検査の実施により、消防用設備等の設置維持管理及び災害発生時の対応など防火管理体制を総合的に指導し、火災発生を防止する措置を講じてまいります。

次に、救急救助事業でございますが、近年、複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、救助技術の向上を図るとともに、救急救命士の計画的な養成や高度化する救急救命処置に対応する隊員の育成、また医療機関との連携体制の充実を図ってまいります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、第5次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位の下、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、令和6年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、令和4年2月に策定した令和4年度から令和8年度までの第6次消防力等整備計画の3年目となりますが、この計画に沿って、着実に消防力の充実強化を図ってまいります。

施設・設備につきましては、消防緊急通信指令・無線施設を令和7年度及び令和8年度に更新するため、更新支援業務委託を実施いたします。

さらに、鴻巣天神分署整備事業につきましては、引き続き令和6年度の竣工を目標に庁舎建設工事を実施、桶川西分署整備事業につきましては、建設工事実施設計業務委託に着手するほか、消防庁舎改修工事整備事業では、鴻巣西分署・吹上分署・川里分署等の仮眠室個室化工事等を実施し、消防施設・設備の機能維持管理に努めてまいります。

消防車両整備事業等につきましては、鴻巣西分署の高規格救急自動車等を更新し、災害対応ドロ

ーンを新たに整備いたします。

次に、県央みずほ斎場についてでございますが、火災業務（P. 15「火葬業務」に発言訂正）に万全を期すため、火葬炉設備等について計画に基づく修繕を実施することにより、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、ただいま上程いたしました議案につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げました議案は、全部で9件でございます。これより議案番号に従いまして、ご説明申し上げます。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。本案は、鴻巣市の12月議会定例会において、12月18日に鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に、人事院勧告に基づく給料表の改定及び期末手当、勤勉手当の引上げ等の内容で本条例の一部改正を12月22日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例）についてでございます。本案も、議案第1号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、議員及び特別職の期末手当を引き上げる内容で本条例の一部改正を専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、定年引上げに伴う職員の高齢化による現場の消防力低下への対応、救急出動件数増加等の消防需要の増大への対応、育児休業等の働き方改革への対応に必要な措置を講ずるため、消防職員の定数を332人から17人増員し、349人とするものでございます。

次に、議案第4号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き屋根付（P. 15「浮き蓋付」に発言訂正）特定屋外タンク貯蔵所に対する審査等に係る手数料の額を改正するものでございます。

次に、議案第5号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本案は、管理職員の処遇改善を図るため、国及び県や他の地方公共団体の職員との均衡を考慮し、国家公務員の取扱いに準じ、管理職員特別勤務手当を新設しようとするものでございます。

内容といたしましては、管理職員が災害への対処などにより、臨時または緊急の必要により正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に手当を支給するものでございます。

次に、議案第6号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、令和5年度一般会計における3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳

出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,149万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、繰越明許費と債務負担行為の設定、人事院勧告による期末手当の増額及び各種事業の確定等による過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第7号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、令和5年度斎場特別会計における2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,209万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、債務負担行為の設定、火葬件数の増加に伴う斎場使用料の増額や事業費の確定等による過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第8号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,913万円とするものでございます。

次に、議案第9号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,435万6,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し訳ありません。3点ほど訂正させてください。まず、2ページでございますが、「標準」と発言しましたが、「需要額」と訂正をさせてください。

続きまして、5ページでございます。「火災」と申し上げましたが、「火葬業務」と訂正をさせていただきます。

続きまして、6ページでございます。貯蔵所及び「浮き蓋付」特定屋外タンクということに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

申し訳ございません。あと、すみません、2ページですけれども、「183億円」と発言しましたが、「183兆円」と訂正をさせてください。

よろしくお願いいたします。

糸井政樹議長 次に、議案第1号から議案第9号の細部説明を求めます。

小川参事兼事務局長。

〔小川哲夫参事兼事務局長登壇〕

小川哲夫参事兼事務局長 それでは、議案第1号から議案第9号までの議案につきまして、細部説明

を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

本案は、鴻巣市と同様に改正するもので、第1条は、期末手当及び勤勉手当につきまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の年間の支給額を0.1月分引き上げ、12月の支給額を期末手当につきましては100分の125、勤勉手当につきましては100分の105とし、期末・勤勉手当を年間4.50月分としたものでございます。

また、給料表を改正し、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を0.05月分引き上げ、12月期の支給を期末手当につきましては0.70月、勤勉手当につきましては0.50月とするものでございます。

第2条につきましては、令和6年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

第1条は、議員の皆様の期末手当の年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.50月分としたものでございます。

第2条につきましては、令和6年度以降の期末手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

第3条及び第4条につきましては、議員報酬の期末手当と同様に、特別職職員の期末手当について改正したものでございます。

続きまして、議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案第3号資料2を御覧ください。

初めに、1の改正理由につきましては、先ほど提案説明で申し上げましたが、（1）、定年引上げにおける消防力を維持するため、（2）、救急出動件数増加等の消防需要の増大に対応するため、（3）、育児休業等の働き方改革に対応するためでございます。

次に、2の改正内容の消防職員定数17人増の根拠といたしましては、定年引上げ制度の経過措置期間が終了する令和14年度の60歳以上の職員の見込み人数としたものでございます。

次に、3の条例改正後の増員等計画を御覧ください。今後、定年引上げの制度上、令和14年度までは毎年の新規採用者数に偏りが生じてまいりますので、徐々に職員数を増やすことで、安定的で計画的な新規職員の採用に取り組むものです。

なお、表中の増員数及び職員数は、見込みのため、実際の退職者数などにより変動いたします。

いずれにいたしましても、職員定数は短期間に17人増員するのではなく、令和14年度を目途に計画的に増員してまいります。

続きまして、議案第4号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例につきまして

ご説明申し上げます。

改正の主な内容でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、地方自治法第228条に規定する「全国的に統一して定めることが特に必要と認められるもの」として、当該政令の適用を受ける消防法関係の手数料について改正するものでございます。

総務省消防庁からの通知により、浮き屋根に係る詳細点検を実施することとされ、審査1件当たりの審査時間の増加による人件費を反映したほか、物価変動などを反映したものとなっております。危険物の屋外貯蔵タンクで一定規模以上のものの設置許可申請に対する審査等に係る手数料が引き上げられたものでございます。

なお、当消防本部管内にはこれに該当する規模の危険物の屋外貯蔵タンクの設置はございません。

続きまして、議案第5号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

管理職手当受給職員が週休日等に台風や地震等による警戒体制や災害時の対処、また職員の突発的な休暇等による人員不足で通常の勤務体制を維持するために臨時または緊急の必要により勤務した場合や勤務日深夜の災害出動における処遇改善を図るため、新設するものでございます。

改正内容につきましては、埼玉県央広域事務組合の給与に関する条例新旧対照表によりご説明させていただきます。議案第5号資料を御覧ください。

右の欄の下線の部分、第21条の次に管理職員特別勤務手当の条文を第21条の2として新たに追加するものでございます。

第1項は、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。

第2項は、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものでございます。

第3項は、管理職員特別勤務手当の額を規定したものでございます。第1号は、第1項に規定する場合の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とし、第2号は、第2項に規定する場合の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とするものでございます。

第4項は、前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）につき

ましてご説明申し上げます。

予算書の4ページを御覧ください。第2表、継続費補正につきましては、鴻巣天神分署整備事業に係る工事監理委託業務が指名競争入札の結果、実施設計業者と同じ業者となったため、設計意図伝達業務が不要となったことから、当該予算を減額するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。第3表、繰越明許費は、初めに消防自動車等整備事業でございますが、災害対応多目的車の取得につきまして、装着を予定していたコンテナ昇降装置装業者に前年からの各種装置の注文が殺到し、当初計画していた工程に遅れが生じていることから、受注者である日本機械工業株式会社本社営業部長から納期延長の申入れがあったため、これを承認し、係る費用を繰越明許費として計上させていただくものでございます。

次に、桶川西分署整備事業につきましては、農用地区除外申出の手続完了見込みが令和6年2月末になったため、用地売買及び物件補償の契約が令和6年3月上旬から4月下旬となることから、係る費用を繰越明許費として計上させていただくものでございます。

次に、6ページを御覧ください。第4表、債務負担行為は、令和6年度に実施する事業となります。各事項とも3月中に契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。13ページをお開きください。上段の7款1項2目1節消防施設整備基金繰入金、消防総務課、マイナス878万3,000円は、桶川西分署整備事業費の確定などにより減額するものでございます。

その下、7款2項1目1節斎場特別会計繰入金、総務課、951万8,000円は、斎場特別会計の執行残などを繰り入れるものでございます。

その下、10款1項1目1節消防債、消防総務課、マイナス380万円は、事業の確定により、それぞれの事業債を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。15ページの上段を御覧ください。1款1項1目議会費、3節職員手当等、総務課、3万3,000円は、人事院勧告による議員期末手当の影響額でございます。

その下、8節旅費マイナス213万8,000円は、組合議会議員研修視察の予算が2泊を計上していたものが1泊となったことなどによる減額でございます。

次に、2款1項1目一般管理費、総務課、人件費、3節期末手当等8,000円は、人事院勧告による正副管理者期末手当の影響額でございます。

その下、一般管理事業、8節旅費マイナス35万7,000円は、議会費と同様に研修視察による減額でございます。

その下、24節積立金、財政調整基金積立金2,285万7,000円は、一般会計分1,333万9,000円と斎場特別会計分951万8,000円の合計額を積み立てるものでございます。これにより財政調整基金の残高は、1億8,733万6,319円になる見込みでございます。

その2つ下、総務課、情報管理事業、11節役務費マイナス120万円は、L G W A N回線開設に伴

う初期費用等の確定によるものでございます。

その下、17節備品購入費マイナス736万円は、今年度実施いたしましたネットワーク分離事業及び情報管理機器購入の事業費確定による減額でございます。

次に、17ページ上段を御覧ください。3款1項1目日常備消防費、消防総務課、人件費1,600万円は、人事院勧告による職員給などの影響による増額でございます。

続きまして、3つ下の庁舎管理維持事業から19ページ上段の北本消防署管理指導課の庁舎維持管理事業に係る10節需用費、光熱水費は、電気料金の価格改定や国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により、それぞれ減額するものでございます。

次に、同じ19ページ中段の2目消防施設費につきましては、鴻巣天神分署整備事業と桶川西分署整備事業と消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業など、事業額の確定により減額するものでございます。

続きまして、議案第7号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、今年度中に4月分の斎場用灯油購入に係る業者を決定するためのものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。11ページをお開きください。1款1項1目1節斎場使用料462万6,000円は、火葬室の使用件数の増加によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項1目斎場運営費総務課、斎場運営事業、10節需用費マイナス395万7,000円は、火葬炉及び空調設備に使用している灯油用地下タンクが漏気による修繕を行っているため、仮設タンクを2基設置し対応しております。仮設タンクの容量が小さいことから、頻繁に給油が必要となり、これに伴い灯油単価が上昇したことから燃料費を増額するものです。また、光熱水費につきましては、電気料金の価格改定や国の電気・ガス価格激変緩和対策事業により減額するものでございます。

その下、12節委託料マイナス93万5,000円は、令和5年10月から導入のインボイス制度に対応するため、斎場予約システムの改修を予定しておりましたが、斎場におきましては、請求書の宛名が個人となることから、ほぼインボイスを求められることがないため、システム改修を行わず減額するものでございます。

その下、27節繰出金951万8,000円は、歳入の斎場使用料等の増額分と歳出の執行残などを調整し、一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、議案第8号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億5,913万円と定めるものでございます。

4 ページを御覧ください。第 2 表、地方債は、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

一番上の消防車両整備事業は、第 6 次消防力等整備計画に基づき鴻巣西分署配備の高規格救急自動車を更新するものでございます。

消防庁舎改修工事整備事業は、24 時間体制で勤務する職員の職場環境の整備と感染症対策ため、鴻巣西分署、吹上分署及び川里分署仮眠室の個室化工事を行うものです。

鴻巣天神分署整備事業は、今年度に引き続き、昭和 41 年に建築した庁舎を建て替えるものでございます。

桶川西分署整備事業は、今年度に引き続き、移転建設工事に伴う実施設計業務の委託を行うものでございます。

災害対応ドローン整備事業は、上空からの要救助者の捜索や、火災延焼状況の把握など、災害現場での情報収集能力を高めるため、新規に 2 台導入するもので、指揮隊のある鴻巣消防署と北本消防署に配備する予定でございます。

消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業は、令和 8 年度に耐用年数を経過する消防緊急通信指令・無線施設の更新のため、要求水準書等作成業務を委託するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。11 ページの上段を御覧ください。1 款 1 項 1 目 1 節組合市負担金は 36 億 1,074 万 6,000 円であり、前年度と比較し 1 億 6,685 万円の増額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、斎場経費で構成しており、共通経費は、消防と斎場業務に共通する議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る経費であり、その 2 分の 1 を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率により組合各市から納入していただくものでございます。

別冊の予算参考資料の 37 ページを御覧ください。消防経費の組合市からの負担割合の算出方法につきましては、前年度の令和 5 年度普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合から算出し、また斎場経費の負担割合は、令和 5 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口の割合から算出するものでございます。

予算書に戻りまして、13 ページの下段を御覧ください。7 款 1 項 1 目 1 節総務課、財政調整基金繰入金 1 億 4,802 万円は、一般会計分として 1 億 3,175 万円、斎場特別会計分として 1,627 万円の繰入れを見込んでおります。

次に、その下の 2 目 1 節消防総務課、消防施設整備基金繰入金 8,768 万 4,000 円は、鴻巣天神分署整備事業及び桶川西分署整備事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の 17 ページ上段と併せて、別冊の予算参考資料の 7 ページの最上段を御覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費、総務課、議会運営事業 980 万円は、議員報酬などの議会運営経費でございま

す。

予算書の25ページと予算参考資料は13ページの下段から15ページ上段を御覧ください。3款1項1目常備消防費消防、総務課、人件費の2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの総額は29億7,267万3,000円となり、常備消防費の約90%を占めております。

予算書の29ページの一番上、24節積立金、消防施設整備基金積立金は、消防施設の整備や消防署各所の大規模改修に備えるため、5,000万円を積み立てるものでございます。

次に、予算書の33ページ中段と予算参考資料の23ページ上段を御覧ください。救急課、救急活動事業、10節需用費、医薬材料費1,301万9,000円は、救急活動用資機材でございます。

次に、予算書の39ページ下段と予算参考資料の29ページ上段の3款1項2目消防施設費、消防総務課、消防用建物等整備事業、10節需用費の修繕料を御覧ください。修繕料1,454万7,000円は、消防本部北側路面の舗装などを改修するものでございます。

12節委託料455万4,000円は、鴻巣消防署仮眠室個室化工事設計業務委託料で、令和7年度に工事を予定しているものでございます。

次に、予算書の41ページの一番上と予算参考資料の29ページ上から2段目を御覧ください。鴻巣天神分署整備事業3億628万5,000円は、庁舎建設工事費や庁舎備品購入費などでございます。

その下、桶川西分署整備事業3,734万7,000円は、令和5年度に引き続き、浸水想定区域にある桶川西分署の移転建設工事に伴うもので、設計業務を委託するものでございます。

その下、指令課、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線施設更新事業、12節委託料952万6,000円は、令和8年度に耐用年数を経過する消防緊急通信指令・無線更新のため要求水準書等作成業務委託に係るものでございます。

予算書及び予算参考資料とも先ほどと同じページ下段、救急課、消防自動車等整備事業、17節備品購入費3,216万6,000円は、鴻巣西分署に配備しております高規格救急自動車を第6次消防力等整備計画に基づき、更新するものでございます。

次に、予算書43ページ上段を、予算参考資料は31ページの上段を御覧ください。鴻巣消防署管理指導課、消防用建物等整備事業の14節工事請負費9,732万4,000円は、鴻巣西分署、吹上分署及び川里分署の仮眠室個室化工事を行うものでございます。

次に、予算書の45ページ上段、予算参考資料の31ページ下から4段目を御覧ください。5款公債費、1項1目元金、消防総務課の元金償還事業は2億1,039万6,000円と2目利子、利子償還事業のうち518万1,000円は、平成25年度から令和5年度までの消防債39件分の償還金でございます。

以上で、議案第8号の細部説明を終わります。

続きまして、議案第9号 令和6年度埼玉県中央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ2億6,435万6,000円と定めるものでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。9ページ上段を御覧ください。1款1項1目1節斎場使用料8,832万1,000円は、過去の実績件数から使用料を見込んだもので、火葬室使用料2,961件分、霊安室使用料342日分、待合室使用料1,965件分、式場使用料564件分、小動物火葬炉使用料1,477件分でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の13ページと予算参考資料の35ページ上段を御覧ください。1款1項1目斎場運営費総務課、斎場運営事業10節需用費のうち燃料費は、火葬炉及び空調設備に使用する灯油27万6,000リットルの購入費2,732万4,000円でございます。

その2つ下、12節委託料は、県央みずほ斎場の指定管理料等9,338万4,000円でございます。

次に、斎場施設整備基金積立金は、県央みずほ斎場の大規模改修に備えて、6年度は3,000万円と積立金の定期預金利子見込額12万1,000円を加えた3,012万1,000円を計上するものでございます。

以上で議案第1号から第9号までの細部説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

糸井政樹議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時29分)



(開議 午後 零時57分)

糸井政樹議長 それでは、休憩前に続き、会議を再開いたします。

◎ 一 般 質 問

糸井政樹議長 日程第9、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、14番、諏訪幸男議員の質問を許可いたします。

諏訪幸男議員。

[14番 諏訪幸男議員登壇]

14番 諏訪幸男議員 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

先日、石川県七尾市、羽咋市、穴水町にお伺いをして、能登半島地震で被災された皆様に支援物資をお届けに行っていました。市民キャビネット災害支援部会の皆様とともに、七尾市にお伺いをして、新鮮な深谷ネギ、野菜等ほか支援品を届けてまいりました。羽咋市では、医院が中継をいただいていますので、マスク等の物資、また穴水町では母子健康センターへ食料等支援物資、職員の中には自宅に戻ることが困難で、今もセンターに避難している方もいらっしゃいました。

本年1月1日午後4時過ぎに発生した能登半島地震により、既に241人余りの尊い命が失われました。現在もなお多くの皆様が大変苦しい劣悪の環境の中で暮らしておられます。そのような中、何とか被災者の皆様のお役に立ちたいと民間の支援団体の皆様の活動が多くの被災者の皆様の支えにもなっております。私も東日本大震災より義援金等被災者の元に届け、少しでもお役に立ちたいとの思いから活動をしております。被災された皆様の声から、水、電気、道路、コミュニティー、食料等、様々な要望をお聞きしてまいりました。

県央一部事務組合として、消防として何ができるのか考えたとき、災害はどこかの1か所で完結できるのではなく、多方面との連携が必要であるということ強く感じました。

地震発生後1月2日には、兵庫県の全日本レスキュー救助犬団体協議会は、協定がある石川県庁に到着し、輪島市に向かい消防の指揮下に入り、行方不明者の捜索活動に入っております。

市民キャビネット災害支援部会は、羽咋市に入り、中継基地を設置、飲料水、食料品、簡易トイレ等を届けました。1月9日には、医療物資の送付、臨時ヘリポートの設置等を行いました。

埼玉NPOネットが協力して孤立した能登町の牧場に空からの支援として、ドローンで水を届けるという活動に、日本農業新聞等にも記事として掲載をされております。

そのほかにも、栃木県の学生ボランティアが栃木県内各地で小中学生が支援金の募集を行い、支援活動をしていただいております。東松山市では、災害派遣等従事者車両証明書を発行していただき、高速道路区間の料金の無料という措置を取っていただきました。

私が申し上げたいのは、災害対応は人と人との連携により達成できるということ、消防本部、関係自治体との不断の交流を密にさせていただきたいと考え、質問をいたしました。

件名1、令和6年能登半島地震を受けて。要旨1、県央管内で地震災害が発生した場合、消防はどのような初動対応を行うのかをお聞きいたします。

要旨2、組合市との連携等について、どのような対応を行うのかもお聞きいたします。

以上です。

糸井政樹議長 順次、答弁を求めます。

原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

原田正美副参事兼警防課長 件名1、要旨2及び要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。地震が発生した場合の初動対応におきまして、初めに、人員の確保につきましては、県央管内で震度5弱が観測された場合、体制を強化するため、管理職など所定の職員が参集いたします。震度6弱では、非常体制として全ての職員が参集することになります。

次に、組織体制といたしましては、管内全域の消防力の統制を図るため、消防本部に消防長を本部長とした警防本部を設置し、各消防署には消防署長を本部長とした署隊本部を設置することで、

早期に情報を集約・分析する情報管理体制の構築や、災害発生状況等から活動方針を定め、関係機関との連携を図り、消防力の合理的な統制を行います。

次に、活動体制といたしましては、地震発生初期の段階におきまして、延焼火災が発生した場合は、全消防力を挙げて消火活動を行い、延焼危険が少ない場合は、救助救急活動を主力に活動し、発災直後の24時間は全消防力を投入して災害防御に当たります。その後も長期間の活動に対応するため、交代制により24時間の活動を継続いたします。

次に、要旨2についてお答えいたします。組合市との連携につきましては、通常業務において相互に職員派遣を行っており、消防本部からは組合市の防災担当主管課へ派遣しております。組合市へ派遣した職員の業務内容は、消防団及び消防水利に関する事務を主に担当しており、日頃から相互の情報共有を図り、連絡体制を築いております。

また、消防本部及び消防署は、災害が発生した場合に備え、組合市が開催する防災訓練に参加し、各機関の適切な役割分担と実効性のある対応策を確認しております。あわせて、消防署におきましても、防災訓練の時期に署隊本部の運用訓練を実施し、組合との情報連絡の窓口としての役割を再確認しております。

さらに、毎年度当初には、情報連絡員として組合市の災害対策本部へ派遣する職員が組合市へ伺い、派遣場所及び相互の持つ情報の確認などの事前調整を行っております。

大災害が発生した場合の対応につきましては、組合市に災害対策本部が設置された際、連絡員として鴻巣消防署の職員を鴻巣市役所へ、桶川消防署の職員を桶川市役所へ、北本消防署の職員を北本市役所へそれぞれ2名派遣いたします。そこでは、組合が持つ住民避難情報、道路・住宅の被害状況等と、消防が持つ災害発生情報を共有し、組合市、消防署、消防団の持つ力を効率的に配置し、災害対応することとしております。

以上でございます。

糸井政樹議長 14番、諏訪幸男議員。

14番 諏訪幸男議員 一通りの答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私の先ほどの質問の中にも申し上げましたが、やはりこれは県央地内で発生したとしても、県央消防だけでは災害対応が十分にはいかない。市とのしっかりとした連携、そして先ほど提案説明にもありました。昨年の9月に台風13号の影響により線状降水帯が発生したと、そういったときの対応等についても、1か所が全てを確認できるかということ、今のこの状況ではそれはかなわないと思います。そういう意味では、多くの皆さんの理解と連携が非常に大事であると、また先ほどの災害対応としてドローンを新たに整備いたしますという話がありました。しかし、たしか埼玉県内、幸手市においてはドローンの研修もやったという話を聞いております。ただ、そこに、難しい部分は、市職員の方の場合、1つの課所でずっと同じ仕事をするとということが難しく、数年で人事異動等で代わるということで、なかなかそれに携わる方が常に更新していかないとやっていけないという話

も聞きました。

また、ドローンには非常に便利な部分もあります。今回、実は先ほど申し上げましたが、ドローンは現在は農業関係のそういうこともやっておるのです。しかし、孤立した牧場を空から救う、涙出るほどうれしかった。そんなふうに、これは、ドローンは上から撮影する、確認をするためだけのものではなく、現在は、非常に広範囲になって、今、ドローンは25キロまで運べると、それによって何往復もしてその牧場に水を持っていき、牧場の牛の命をつないだというそういう記事もありました。

そういうことを考え、ぜひともこの3市、またはまずは人と人とのつながりが非常に重要であるが、今回、私がお伺いした先においても、実は行政ではなく医療機関であり、それから福祉センターであり、そういったところの方々の必要とするものをお聞きして向こうに運んでいるということでもあります。そういうことで無駄なものは持ってっていない。しかし、どうしても今回行ったときに言われたのは、もう引き受けはしていませんよという行政もあるのです。それは、どうしてもそれを区分けしたりとかして公平に渡さなければならない。これは、また当然のことなのでしょうけれども、結果としてそういった作業が難しくなっている。私が同行させていただいた団体は、相手の必要なものを必要なだけ持っていくという、これはやはり民間ができることであるかなというふうに思っております。

そして、これは私の要望でもあるのです。要望というか、ちょうど鴻巣市長さんのXだったですか、陸上自衛隊、鴻巣警察、また県央消防本部、東京ガス、NTT、そういった方々とふだんから連携を取っていくということが、そういう災害が発生したから、急に自衛隊の人どうですか、何々さんどうですかというのではなく、ふだんからそういう連携を取っていく鴻巣版FEMA訓練ということをやられているという確認をさせていただきました。非常に素晴らしいことではないかな、ぜひ鴻巣市さんだけでなく、北本市、桶川市でもこのような活動を、活動というか訓練等もされてみてはいかがかなというふうに感じました。そんなことを要望しながら、この人の命を守ることについてこれからも励んでいきたいと思えます。ありがとうございました。

以上です。

糸井政樹議長 以上で14番、諏訪幸男議員の質問を終結いたします。

続いて15番、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

[15番 中村洋子議員登壇]

15番 中村洋子議員 こんにちは。令和6年2月埼玉県央広域事務組合定例会におきまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

2024年1月1日4時過ぎに起こりました石川県能登半島地震は、日ごとに被災の全貌が分かってきました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

テレビで映される災害の状況を見て、私も石巻出身なものですから、3.11を思い起こされました。県央地域での地震が起こった場合の対応に生かせることがあるのではないかと考えました。

輪島市の朝市街道の火災は、海にも近く、狭隘な道で火災が消火できずに延焼が起こったことが分かりました。今日の埼玉新聞では、その地震による電線のショートとか配線による火災であったという報告がなされておりました。

そこで、質問します。狭隘道路での火災時の対応について、この県央地域ではどのように行っているのか。

また、要旨2では狭隘道路での救急の対応について伺います。

件名2、消防署分署道路の出入口について伺うものです。私も北本市内を車で回っていると、北本の南小通りに面した消防署や、あるいは北本東分署前について、この頃は圏央道の関係で渋滞が非常に多いというのを目にしております。そういう中で、消防署のその出入口が渋滞で塞がれているという状況も見ております。そこに、道路標示がなされていない。ここは止まってはいけないというふうな形にはなっていないというの気がついたので、そのことがどういうふうになつているのか状況を伺いたいと思います。道路標示について伺います。

それから、救急の出動や消防自動車の出動について支障がないのか、これが要旨2です。そのことを伺いたいと思います。

件名3につきましては、埼玉新聞で報道されておりました消防署と合同防災訓練というのがこのように出されておりました。老人ホームの方と共同して、建物が倒壊したという設定の中で訓練が行われたという形の報道でした。やはり時期もあり、非常に今の状況の中では日常的に訓練を行うべきだなというふうに思って、こういうことの状況と、また今後の課題について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

糸井政樹議長 順次、答弁を求めます。

原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

原田正美副参事兼警防課長 初めに、件名1、要旨1についてお答えいたします。

狭隘道路による消防自動車が進入できない場合や、地震により道路が陥没、または家屋の倒壊により消防自動車が通行できない場合の活動では、各消防ポンプ自動車にホース10本（200メートル）が積載可能なホース延長器具（ホースカー）を装備しており、ホースを延長し消火活動に当たります。なお、ホースカーも通れない場合には、ホースを手で伸ばして延長し、消火活動に当たります。

次に、要旨2についてお答えいたします。救急自動車が進入できない狭隘道路では、傷病者がいる場所まで、救急自動車に搭載されているメインストレッチャーを運び、傷病者を乗せて救急車内まで搬送いたします。地震により家屋の倒壊などで道路が塞がれ、メインストレッチャーを運べない場合は、救急隊員が携行できるサブストレッチャーや布担架を使用して傷病者を救急車内まで搬

送いたします。

なお、通常時や大地震にかかわらず、救急出動では傷病者がいる場所まで、救急隊員が除細動器、携帯用酸素及び救急かばん等を携行いたしますので、救急車内に収容する前に応急処置を実施いたします。

次に、件名2、要旨1についてお答えいたします。消防車両が出動する出入口に接する前面道路のうち、信号待ちなどにより渋滞が頻繁に発生する道路には、停止禁止部分の道路標示がなされており、当組合管内では、消防本部鴻巣消防署前国道17号上り線及び桶川消防署前国道17号下り線に標示されております。また、現在、建設中である鴻巣天神分署につきましては、鴻巣警察署交通課及び大宮国道事務所と協議した結果、国道17号は交通渋滞が頻繁に発生しているため、標示に向け警察機関内にて事務を進めていただいているところでございます。

次に、要旨2についてお答えいたします。消防署や分署から出動する際、前面道路が渋滞しているときは、サイレンや拡声マイクを活用した広報等により、一般車両に進路を譲っていただくなどのご協力をいただいているところでございます。加えて、鴻巣消防署、桶川消防署、北本消防署、鴻巣天神分署及び桶川西分署は出入口が複数あり、選択して出動することも可能な状況でございます。これらにより出動時の支障はございません。

次に、件名3、要旨1についてお答えいたします。警察との合同訓練は、近年では主に鴻巣警察署と実施しております。令和5年度の訓練状況でございますが、消防から指揮隊、救助隊及び警防隊が参加し、閉校となっている小学校にて8月に集合住宅損壊現場を想定した救出救護訓練、令和6年1月に、高齢者施設にて建物一部倒壊を想定した避難、救出救護訓練を実施いたしました。また、7月に救助隊と高校のプールにて水難救助訓練を実施いたしました。

令和4年度は、消防から救助隊及び救急隊が参加し、6月に商業施設における突発的な災害発生（異臭）を想定した訓練、7月に救助隊と高校のプールにて水難救助訓練を実施いたしました。この訓練による課題はございませんが、相互の装備品、活動内容を確認し、現場での役割分担の明確化や顔の見える関係の構築に成果があると認識しております。

以上でございます。

糸井政樹議長 15番、中村洋子議員。

15番 中村洋子議員 再度質問をさせていただきます。

狭隘道路の消防や救助活動という点では、日頃も非常に大変な思いをしているという状況があるかと思えます。そういう中ではやはり水の確保、輪島でも水の確保が非常に大変だったということも新聞に出ておりました。そういう面では、日頃よりそういった確保の面や、あるいは消防自動車が入れないところへの人的稼働を今後ともやっていただきたいというふうに思います。

件名2について要望したいと思います。北本消防署の例を取りますと、やはり渋滞があるとサイレンやマイクの広報などで譲ってくださいということをやっても、なかなか一方的なところでは難

しい。でも、出入りが複数あるということが分かったので安心しました。今後ともぜひ大きな通りができた際に、流れが変わったとき、ぜひ考えて、管理者にお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、件名3の再質問ですけれども、合同訓練の計画はどこが行っているのかを伺いたいと思います。

糸井政樹議長 原田副参事兼警防課長。

原田正美副参事兼警防課長 件名3、要旨1の再質問についてお答えいたします。

合同訓練につきましては、警察が訓練時期、場所、内容等を計画し、消防へ訓練参加依頼があり実施しております。

なお、訓練の詳細につきましては、警察から消防へ相談があり、事前に調整を行っております。

以上でございます。

糸井政樹議長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

糸井政樹議長 以上で15番、中村洋子議員の質問を終結いたします。

続いて、8番、諏訪三津枝議員の質問を許可いたします。

諏訪三津枝議員。

〔8番 諏訪三津枝議員登壇〕

8番 諏訪三津枝議員 まず最初に、1月1日に能登半島で地震が起き、亡くなられた方に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、質問に入らせていただきます。議席番号8番、諏訪三津枝でございます。

まず、件名1、災害発生における職員派遣について。要旨1、他県で大規模災害が発生した際の職員派遣の基準は。元日に発生した能登半島を震源とする大規模地震は、多くの命を奪い、甚大な被害が広がりました。道路が土砂に埋まり、必要な物資が届かない事態が続きました。水道や電気などライフラインの寸断も深刻です。輪島市で地震直後に発生した火災は、消火活動の難航によって燃え広がり、観光名所として知られる朝市通りの店舗や家屋など約200棟が焼失したと報道されました。焼き尽くされた現場の無残な姿が映像で映されますと、言葉をなくします。

気象庁は、地震直後に能登地方に大津波警報を発令しました。珠洲市などでは、海沿いの地域で津波による被害が出ました。大規模火災で自宅が焼失した人、水も食料も足りない避難所、ビニールハウスに避難する人など深刻な実態です。道路寸断、海岸線隆起などでインフラ復旧が進まない中での支援が求められているのではないかと思います。

埼玉県では、大規模災害等において、都道府県内の消防力では対応が困難な場合、人命救助活動等を効果的かつ迅速に行えるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築することを目的として、緊急消防援助隊が平成7年度に創出されました。その後、平成16年に消防組織法に基づいた部

隊となっており、当消防組合も緊急消防援助隊として登録がされています。他県における大規模災害が発生した際の当組合の職員派遣の基準をお伺いいたします。

要旨2、能登半島地震における当組合への派遣要請は。このたびの能登半島地震で当組合への派遣要請はどのようになっているかお伺いをいたしまして、壇上での質問といたします。

糸井政樹議長 順次、答弁を求めます。

原田副参事兼警防課長。

〔原田正美副参事兼警防課長登壇〕

原田正美副参事兼警防課長 件名1、要旨1及び要旨2について順次お答えいたします。

初めに、要旨1についてお答えいたします。他県で大規模災害が発生した際の職員派遣につきましては、緊急消防援助隊として部隊を派遣することになります。緊急消防援助隊の派遣基準は、消防組織法の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画で定められており、当消防本部を含め、全国の消防本部がこの計画に基づき部隊の派遣を行います。

この計画では、災害発生都道府県ごとに出勤都道府県が指定されており、緊急消防援助隊の基本的な構成である都道府県単位で行動することになっております。

発災した都道府県への派遣は、原則として、最初に出動する第1次出勤都道府県大隊として、4つの都道府県が指定されております。さらに、速やかに応援出動の準備を行う出勤準備都道府県大隊として、12の都道府県が指定されており、災害規模に応じ消防庁長官の指示により出動することになります。

今回の能登半島地震では、石川県に第1次出勤都道府県大隊として、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県の4県及び出勤準備都道府県大隊として12府県が計画どおり出動したほか、東京都、神奈川県、兵庫県の3都県を合わせた計19都府県が出動いたしました。

次に、要旨2についてお答えいたします。能登半島地震における当消防本部への派遣要請につきましては、緊急消防援助隊の派遣は都道府県単位での派遣要請となっており、埼玉県は石川県に対し出勤計画に指定されていないため、当消防本部を含め埼玉県内消防本部から出動はしておりません。

なお、航空部隊の計画により埼玉県防災航空隊は、ヘリコプター1機を石川県へ派遣しております。

また、埼玉県が緊急消防援助隊として派遣することになる都道府県は、第1次出勤都道府県大隊として、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都の5都県が指定されております。出勤準備都道府県大隊としては、北海道、東北6県のほか、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、長野県、山梨県の13道県が指定され、これらの地域に大災害が発生した場合、災害規模に応じ出動いたします。以上でございます。

糸井政樹議長 8番、諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、再質問させていただきます。

今回の能登半島地震では、発災地の石川県に、富山、福井、岐阜、滋賀県の4県が出動し、ほかに出動準備都道府県大隊として12府県が計画どおり出動したということです。また、そのほかに、東京都、神奈川県、兵庫県の3都県も出動したということです。

地震発生から1か月半が過ぎましたが、道路寸断等インフラ復旧が進まない中で、命を助けることと、助かった命を守り抜くことの2つを同時並行で行われています。派遣した消防援助隊の支援の期間、また隊の人数など、さらに具体的な援助は何かを再質問いたします。

要旨2といたしまして、埼玉県は石川県に対して出動計画に指定されていないため出動していないということです。埼玉県が派遣をするのは、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都の5都県が指定されているということですが、いざ出動となったときには、災害の規模に合わせて派遣する人数や資機材、出動経路などが計画されているのか、再質問いたします。

糸井政樹議長 原田副参事兼警防課長。

原田正美副参事兼警防課長 件名1、要旨1、要旨2の再質問について順次お答えいたします。

初めに、要旨1の再質問についてお答えいたします。派遣した緊急消防援助隊の支援の期間につきましては、計画に明確な期間の定めはなく、今回の派遣で活動を終了している都府県では、最短で10日間、最長で35日間の活動期間となっております。

活動部隊の人数につきましては、1日当たり最大13都府県、約2,000人の隊員が救助、検索及び救急活動を実施しております。

なお、2月14日現在では、2府県、約100人の隊員が検索及び救急活動を実施しております。

次に、要旨2の再質問についてお答えいたします。当消防本部の緊急消防援助隊の登録部隊は、消火小隊4隊、救急小隊3隊、救助小隊1隊、後方支援小隊2隊及び特殊装備小隊1隊の計11隊を登録しており、災害の規模や状況により派遣要請を受けた部隊が出動いたします。

資機材につきましては、通常車両に積載している資機材に加え、災害に応じた資機材を増強し、出動することになります。

なお、派遣先での寝泊まりのため、エアータント、寝袋及び食料等を持参し、自己完結で活動を継続いたします。

また、出動経路につきましては、緊急消防援助隊埼玉県大隊応援等実施計画により、埼玉県内消防本部の集結場所が定められており、この先の経路は、道路状況により判断し出動いたします。

以上でございます。

糸井政樹議長 8番、諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、要旨2の再々質問を行います。

今回の能登半島地震での派遣では、最短で10日間、最長で35日間というご答弁でございました。

その災害の規模によって要請される期間は長くなるということが考えられます。当組合が派遣される地域において、今回のような長期間の派遣要請があったとき、職員の調整がどのようになるのか再々質問をいたします。

糸井政樹議長 原田副参事兼警防課長。

原田正美副参事兼警防課長 件名1、要旨2の再々質問についてお答えいたします。

派遣出動中の職員の調整につきましては、所属内で人員の勤務シフトの調整を行い、消防体制を維持いたします。所属内で対応できない場合は、全庁的に調整範囲を広げ、他の所属からの応援を受け人員確保を行います。

なお、派遣した車両の代替といたしましては、非常用消防ポンプ自動車、非常用救急自動車などを活用し、管内消防体制は、実施いたします。

以上でございます。

糸井政樹議長 以上で8番、諏訪三津枝議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第10、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第11、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第12、議案第3号 埼玉県中央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第13、議案第4号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 次、日程第14、議案第5号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 次、日程第15、議案第6号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第

3号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、継続費補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、補正予算書の12、13ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、14ページから21ページまでの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第16、議案第7号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、債務負担行為に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。
初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第17、議案第8号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

なお、地方債に関する質疑は、歳入歳出予算の質疑の中でお願いいたします。

初めに、予算書10ページから15ページまでの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

8番、諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 11ページでございます。使用料及び手数料のところですが、総務管理使用料のところ、行政財産使用料、ご説明では自販機、また職員の駐車場の費用ということでございましたけれども、この職員の駐車場なのですから、1人当たり1か月どのぐらいの金額なのかということと、大体何人分なのかということ、それと徴収方法、以上3点を伺います。

糸井政樹議長 千村次長兼消防総務課長。

千村 茂次長兼消防総務課長 お答えいたします。

まず、消防本部のこちらの敷地でございますが、1台当たり月額578円、北本東分署につきましては494円、それで消防本部につきましては車両台数86台、北本東分署につきましては11台となっております。徴収方法につきましては、職員から集めた互助会費の中から支払っております。

以上でございます。

糸井政樹議長 8番、諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 では、徴収方法として互助会から直接組合のほうにということございましたけれども、互助会の規定の中で、そういう徴収をして組合に支払うというようなことが一応明記されていると思ってよろしいのかどうか伺います。

糸井政樹議長 千村次長兼消防総務課長。

千村 茂次長兼消防総務課長 職員全員で組織している互助会で総会等を開いて、全職員から承認をいただいて支払っているものでございます。

以上でございます。

糸井政樹議長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 これにて歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、16、17ページの1款議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、16ページから23ページまでの2款総務費に関する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、22ページから43ページまでの3款消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、諏訪三津枝議員。

8番 諏訪三津枝議員 29ページの通信指令事業のところでございます。役務費で電話料金、これは119の電話料ということでご説明いただきましたけれども、昨年からプレ・アライバルコールというのを当組合始めていると思います。それによって、料金的なものがどう変わったのかということと、あとは呼んでいらっしゃる方のところに、より迅速に救助に入れたのかどうかというようなことを伺いたいと思います。

糸井政樹議長 岩崎救急課長。

岩崎徳生救急課長 プレ・アライバルコールの件ですが、救急隊が傷病者のうちに電話をかけるときにありましての電話の料金につきましては、電話がかけ放題となっております、料金は変わっておりません。

なお、救急隊プレ・アライバルコールを開始しまして、現場に到着するまでの時間、また病院到着の時間は短縮しております。

以上でございます。

糸井政樹議長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 それでは、これにて消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、42、43ページの4款斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、42から45ページまでの5款公債費に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、44、45ページの6款予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第8号 令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

糸井政樹議長 日程第18、議案第9号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書8から11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、12、13ページの1款事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく12、13ページの2款予備費に関する質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第9号 令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

糸井政樹議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日 程 の 追 加

糸井政樹議長 この際、お諮りいたします。

本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の報告を日程に追加し議題といたします。

◎ 議会運営委員会委員長報告

糸井政樹議長 これより議会運営委員会委員長の報告を求めます。

諏訪議会運営委員会委員長。

〔諏訪幸男議会運営委員長登壇〕

諏訪幸男議会運営委員長 議会運営委員会委員長報告。

それでは、議会運営委員会の中で協議されました事項を報告いたします。地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨

時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

糸井政樹議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告のとおり議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

糸井政樹議長 ご異議ないものと認めます。

よって、議会閉会中の議会運営委員会の調査事件として、委員の任期中の定例会及び臨時会の議会運営等に関する調査を閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎ 管理者のあいさつ

糸井政樹議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

並木管理者。

〔並木正年管理者登壇〕

並木正年管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました各議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定をいただきましたことに御礼を申し上げます。

結びに、まだまだ寒さが続きますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

糸井政樹議長 以上をもちまして、令和6年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉会 午後 1時59分)

議 長 糸 井 政 樹

副 議 長 橋 本 稔

署 名 議 員 須 山 陽 一 朗

署 名 議 員 坂 本 国 広

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

令和6年2月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	1	2月16日	承 認
2	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例)	2	2月16日	承 認
3	埼玉県央広域事務組合職員定数条例の一部を改正する条例	3	2月16日	原案可決
4	埼玉県央広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例	4	2月16日	原案可決
5	埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例	5	2月16日	原案可決
6	令和5年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	6	2月16日	原案可決
7	令和5年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	7	2月16日	原案可決
8	令和6年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	8	2月16日	原案可決
9	令和6年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	9	2月16日	原案可決